

別紙 4 軽微な変更の判断基準

岡山県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領第 5 の 3 に規定する軽微な変更の判断基準は、1～4 のとおりとする。

なお、設備等の導入の内容の全部又は一部を変更する場合は、認定計画の軽微な変更には当たらないことに留意する。

- 1 申請者及び申請団体の氏名（名称）や住所の変更
- 2 環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の実施期間の 6 か月以内の変更
- 3 環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について 10% 未満の増減を伴うもの
- 4 その他の実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事又は県民局長が認める変更